

ツキノワグマ四国地域個体群の保全に係る広域協議会会則

(名称)

第1条 本会は、ツキノワグマ四国地域個体群の保全に係る広域協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、ツキノワグマ四国地域個体群の保全を目的とする。

(構成員)

第3条 本会は、四国において、第2条の目的の達成にかかる附則1に示す県及び国の行政機関並びに附則2に示す平成20年以降にツキノワグマの生息が確認されるなどした市町村により構成される。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- ① ツキノワグマ四国地域個体群広域保護指針（以下、「広域指針」という。）の策定及び見直しに関すること
- ② 生息状況等の情報収集、分析及び蓄積に関すること
- ③ 傷病個体の保護、野生復帰及び域外保全に関すること
- ④ 広域指針に基づくその他活動に関すること

なお、各構成員は、地域の状況を踏まえつつ、広域指針に則して第2条の目的を達成するための対策の実施を目指すこととする。

(会合)

第5条 本会は、第4条の活動に係る構成員の合意形成を図るため、構成員による会合を毎年1～2回程度開催する。また、本会が認める者のオブザーバー出席を妨げない。

(経費等)

第6条 本会の運営に必要な経費は附則4のとおりとする。

(専門委員会)

第7条 本会の活動に関し、専門的な助言や検討をするための専門委員会を置くことができる。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

(改定)

第9条 本会則は本会の合意で改定することができる。

- 附則 1 徳島県、香川県(※)、愛媛県(※)、高知県、農林水産省（四国森林管理局）
及び環境省（中国四国地方環境事務所）
（※香川県及び愛媛県には現在ツキノワグマは確認されていない。）
- 附則 2 徳島県美馬市、三好市、那賀郡那賀町、美馬郡つるぎ町及び勝浦郡上勝町、
並びに高知県安芸市、香美市及び長岡郡大豊町
- 附則 3 本会則は平成 29 年 1 月 19 日に策定された。
本会則は令和 2 年 1 月 27 日（一部改正）から施行する。
- 附則 4 事務局は中国四国地方環境事務所内に置き、その会議運営にかかる経費は中国
四国地方環境事務所が中心となって負担する。